

# 意見提出手続

平成29年3月29日

市民の皆様へ

旭川市長 西川 将人  
(土木部公園みどり課)

「旭川市道路緑化指針（改定案）」に対する意見等の募集について

「旭川市道路緑化指針（改定案）」は、道路緑化の推進や既存街路樹の再生保全のための基本的な方針です。これまでは、平成7年に策定した道路緑化整備指針に基づき道路の緑化を進めてきましたが、現代の課題認識との相違が見られることや、街路樹の再生・更新の方針が示されていないことなどから、本指針を見直すこととし、旭川市緑の審議会にて審議を重ね、改定案を取りまとめました。

つきましては、「旭川市道路緑化指針（改定案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたしますので、御意見、御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

## 1 意見募集期間

平成29年3月29日（水）から平成29年4月27日（木）まで

## 2 意見募集のテーマ

「旭川市道路緑化指針（改定案）」に対する意見、提言など

## 3 意見の提出先とお問い合わせ先

〒070-8525

旭川市6条通10丁目 第三庁舎2階

旭川市 土木部 公園みどり課 管理緑化係

電話：(0166) 25-9705 FAX：(0166) 24-7010

電子メール：kouenmidori@city.asahikawa.hokkaido.jp

#### 4 意見の提出方法

別紙、『意見提出手続「意見書」』に、御意見等を記入の上、次により提出してください。

- (1) 郵送または持参
- (2) ファクシミリ送信
- (3) 電子メール（Eメール）送信
  - \* 電子メールで意見を送信する場合、「意見書」の書式は旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできますので、御活用ください。
- (4) 電子申請
  - \* 旭川市ホームページの意見提出手続のページから直接御意見を送信することができます。
- (5) その他
  - 各支所（東部まちづくりセンターを含む）、各公民館の窓口に設置する『意見書提出箱』に投函いただくこともできます。（各支所は出張所、各公民館は分館を除きます。）
  - \* 投函にあたっては、「意見書」を封筒に入れたり、4つ折りのうねホチキス止めするなど、表から氏名、住所等が見えないようにしてください。

※「意見書」を使用しないときは、御意見等のほか、次の事項を必ず記載してください。

- (ア) 氏名・住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地と代表者の氏名）
- (イ) 意見提出者の区分 ～ 「意見書」をご覧ください。
- (ウ) 意見提出手続の対象施策の案の名称 ～ 「旭川市道路緑化指針（改定案）」と記載してください。

#### 5 意見提出手続の結果について

提出された御意見と御意見に対する市の考え方は、取りまとめを終え次第、公表いたします。公表に関する書類は、公園みどり課、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所（東部まちづくりセンターを含む）、各公民館で配布する予定です。また、本市ホームページでもお知らせします。（<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>）

お寄せいただいた御意見は、公表します。（氏名・住所等の個人情報は除きます。）